

Ⅰ 独立社外役員の独立性判断

当社は、コーポレートガバナンスにおいて客観性・透明性を確保するための社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定めており、社外役員が以下の基準に該当しない場合に、独立性を有しているものと判断しています。

1	当社の主要な取引先※1またはその業務執行者※2
2	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
3	当社の主要株主※3 (法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
4	当社が主要株主となっている法人の業務執行者
5	当社の会計監査人である監査法人に所属する者
6	当社から役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 (※当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、コンサルティングファーム等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
7	当社から年間10百万円を超える寄付を受けている者 (当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
8	当社との間で、役員の相互就任の関係にある先に所属する者
9	配偶者または2親等以内の親族が上記1から8までのいずれかに該当する者
10	過去3年間に於いて、上記1から8までのいずれかに該当していた者
11	社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者
12	その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、 独立した社外役員として職務を遂行できないと合理的に判断される事情を有している者

※1「主要な取引先」とは、次に掲げる者をいう。

(1)当社と取引があり、年間取引金額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上である者

(2)当社が借入をしている金融機関であって、借入残高が当社の連結総資産の2%以上である者

※2「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。

※3「主要株主」とは、直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。